

**① 消費生活相談員の登録者募集**

県では、県内の消費生活センターや消費生活相談窓口での就業を希望する方の登録や、採用を希望する県内各自治体への情報提供を行う「消費生活相談員人材バンク」を設置し、登録者を募集しています。



高知県  
ホームページ

詳しくは高知県県民生活課ホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。

○お問い合わせ 高知県文化生活部 県民生活課 ☎088-823-9653 ☎088-823-9879  
✉141601@ken.pref.kochi.lg.jp 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

**① 幡多広域消費生活センター便り令和7年度 消費生活相談概要**

**◆令和7年度における相談概要**

幡多広域消費生活センターへ寄せられた相談件数は、前年度より6件増の339件でした。

相談者の年代別構成をみると、50歳代が20.7%、60歳代が21.8%、70歳代以上が22.1%と50歳代以上からの相談が多くなっています。販売購入形態別でみると通信販売のトラブルが125件と最も多く、令和6年度と同様トップとなりました。

**① 受付件数の推移**

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受付件数	239	299	289	333	339

**② 市町村別相談件数**

市町村名	令和7年	令和6年	増 減
四万十市	126	150	△24
宿毛市	76	66	10
土佐清水市	38	48	△10
黒潮町	63	36	27
大月町	11	12	△1
三原村	5	9	△4
その他	20	12	8
合 計	339	333	6

**③ 相談者年代別(契約当事者)**

年代別	件数	構成(%)
20歳代未満	0	0.0
20歳代	11	3.3
30歳代	17	5.0
40歳代	39	11.5
50歳代	70	20.7
60歳代	74	21.8
70歳代以上	75	22.1
その他	53	15.6
合 計	339	100

**◆相談事例**

- 健康食品や化粧品を“お試し価格”で注文したところ定期購入になっていた。
- インターネット通販で購入した商品が粗悪品だった。
- 大手通信事業者からの電話だと思いネット回線乗り換えの契約をしたが、全く別の業者だった。
- 音声ガイダンスが流れる不審な電話がかかってきた。

依然として通信販売取引の相談が多くなっています。特にSNSなどで流れてきた広告からの契約が多くを占めています。通信販売はクーリング・オフ適用外であることから、注文前に販売事業者情報および規約・条件などを確認することが重要です。消費者自らが積極的な情報収集能力を高めることが重要です。

※幡多広域消費生活センターでは、出前講座(無料)による啓発活動を実施しています。お気軽にお問い合わせください。

○お問い合わせ 幡多広域消費生活センター ☎34-8805 ☎34-8809 消費者ホットライン188 (相談受付)月曜日～金曜日(祝日および年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時  
〒787-0012 四万十市右山五月町8番13号(アピアさつき2階駐車場西側)